

地域産業資源を活用した事業化への取り組みを支援します

第3回公募 しまね地域産業資源活用支援事業

しまね地域産業資源活用支援事業は、県内中小企業者等による地域産業資源を活用した事業化への取り組みに対しその費用の一部を補助します。

〈対象者〉

県内に主たる事業所等を有する中小企業者、事業協同組合、協業組合、NPO法人又は創業者であって商工会等支援機関の支援が受けられる者

〈対象事業〉

農林水産品、鉱工業品、加工技術及び観光資源といった地域産業資源を活用した新商品、新サービスの研究開発、既存商品、既存サービスの改良及び販路開拓の初期段階の事業のうち、実現可能な具体的事業計画を有するものとする。

〈対象経費〉

- ・新商品、新サービスの研究開発事業又は既存商品、既存サービスの改良にかかる経費^{※1}。
 - ・新商品、新サービス又は既存商品^{※2}、既存サービス^{※2}の販路開拓にかかる経費^{※1}。
- ※1 補助対象となっている経費に限る
※2 既存商品等の販路開拓については、改良されているものであることが必要

〈補助率〉

1/2 以内

(機器、設備整備費 1/3 以内)

〈補助限度額〉

50 万円～300 万円

〈補助期間〉

平成 29 年 11 月上旬～平成 30 年 2 月 28 日 (水)

〈公募期間〉

平成 29 年 8 月 24 (木) ～9 月 27 日 (水)

○採択にあたって

補助事業は、次に掲げる 6 つの基準を総合的に勘案し、地域経済への波及効果を考慮したうえ、充足性の高いものから予算の範囲内で採択されます。

- ① 県外市場に向けての事業、② 革新性が高い、③ 類似品との競争力がある、④ 熟度が高い(事業の実施が確実)、⑤ 経営体制が整っている、⑥ 支援機関による支援体制が整っている(※補助事業の実施に当たっては、支援機関である商工団体の経営指導員等が、事業掘り起こし、計画作り、事業実施のフォロー、指導など事業化に向けて全面的に支援すること)

○お問合せは、下記または最寄りの商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、(公財)しまね産業振興財団へ

島根県商工会連合会

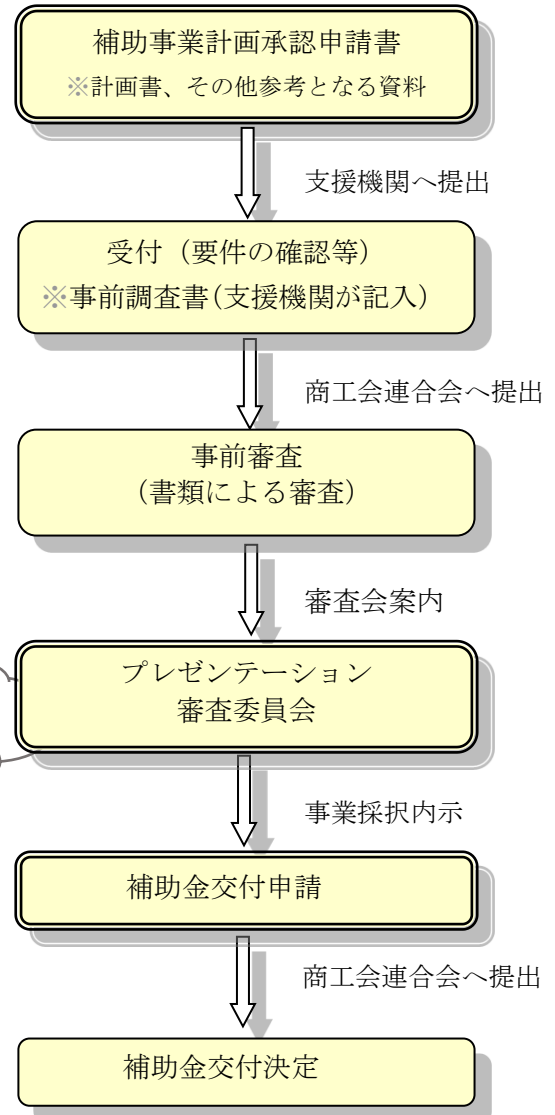
〒690-0886 島根県松江市母衣町 55-4
TEL : 0852-21-0651 FAX : 0852-26-5357

石見事務所

〒697-0034 浜田市相生町 1391-8
石見産業支援センターいわみぷらっと内
TEL : 0855-22-3590 FAX : 0855-22-3534

URL : <http://www.shoko-shimane.or.jp>

補助事業申請の流れ



機器・設備整備費
○⇒開発・改良に使用
×⇒単なる設備更新など